

## 燃ゆる感動かごしま国体伊佐市実行委員会専門委員会規程

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規程は、燃ゆる感動かごしま国体伊佐市実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （委員会の種類等）

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

#### （役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長と副委員長は、燃ゆる感動かごしま国体伊佐市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

#### （会議）

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長になる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### （部会）

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

#### （委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 31 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名 称	付託事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎、接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。